

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【公開番号】特開2020-5731(P2020-5731A)

【公開日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-002

【出願番号】特願2018-127230(P2018-127230)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月21日(2020.1.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の遊技を行うことが可能な遊技機であって、

報知演出を実行可能な演出実行手段を備え、

前記演出実行手段は、

第1条件の成立に対応して第1報知演出を実行可能であり、

前記第1条件および第2条件の成立に対応して前記第1報知演出とともに第2報知演出を実行可能であり、

前記第1条件および前記第2条件と異なる第3条件の成立に対応して第3報知演出を実行可能であり、

前記第1条件、前記第2条件および前記第3条件が成立したときに前記第1報知演出および前記第2報知演出よりも前記第3報知演出を優先して実行可能であり、

前記第1条件および前記第2条件のうちのいずれか一方のみが成立したときは前記第2報知演出を実行しない

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

(A) 上記目的を達成するため、本願発明に係る遊技機は、所定の遊技を行うことが可能な遊技機であって、報知演出を実行可能な演出実行手段を備え、演出実行手段は、第1条件の成立に対応して第1報知演出を実行可能であり、第1条件および第2条件の成立に対応して第1報知演出とともに第2報知演出を実行可能であり、第1条件および第2条件と異なる第3条件の成立に対応して第3報知演出を実行可能であり、第1条件、第2条件および第3条件が成立したときに第1報知演出および第2報知演出よりも第3報知演出を優先して実行可能であり、第1条件および第2条件のうちのいずれか一方のみが成立したときは第2報知演出を実行しないことを特徴とする。

(1) 上記目的を達成するため、他の遊技機は、所定の遊技を行うことが可能な遊技機であって、報知演出を実行可能な演出実行手段（例えば、演出制御用CPU120がステップ050IWS102や050IWS105、050IWS107などを実行する部分）を備え、演出実行手段は、第1条件（例えば、遊技機用枠3やガラス扉枠3aが開放状態であること）の成立に対応して第1報知演出（例えば、扉開放報知）を実行可能であり、第1条件および第2条件（例えば、一般入賞口または第1始動入賞口への入賞の発生）の成立に対応して第1報知演出とともに第2報知演出（例えば、異常入賞報知）を実行可能であり、第1条件および第2条件とは異なる第3条件（例えば、閉鎖状態の大入賞口への入賞の発生）の成立に対応して第3報知演出（例えば、大入賞口エラー報知）を実行可能であり、第1条件、第2条件および第3条件が成立したときに第1報知演出および第2報知演出よりも第3報知演出を優先して実行可能である（例えば、演出制御用CPU120がステップ050IWS101～050IWS107を実行する部分。図9-6参照）ことを特徴とする。

そのような構成によれば、好適な報知演出を実行することができる。